

日医発第 697 号（健Ⅱ424F）  
令和 3 年 11 月 30 日

都道府県医師会  
会長 殿

公益社団法人日本医師会  
会長 中 川 俊 男  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る集合契約の  
変更契約の締結について

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る集合契約の締結については、令和 3 年 2 月 12 日（日医発第 1121 号（健Ⅱ481F））をもって、ご連絡申し上げました。

今般、同予防接種費用の時間外・休日加算の費用請求について、12 月接種分より接種費用と一体的に請求することとした変更を踏まえ、本年 11 月 25 日に別添の変更契約書を締結いたしましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件に伴って、委任状等の再提出の必要はないことを申し添えます。

## 変更契約書（第2回）

全国知事会代表者会長平井伸治（以下「甲」という。）と公益社団法人日本医師会代表者会長中川俊男（以下「乙」という。）との間に令和3年2月12日付けで締結し、令和3年6月25日付けで変更契約を締結した「新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約書」（以下「原契約書」という。）の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

### 1 原契約書第6条を次のように改める。

（委託料の請求及び支払いに係る手続）

第6条 丁は、丙に対して本委託料を請求する場合には、次の各号に定める提出先に対して、実施月の翌月10日までに、本委託業務実施の実績を実施した月ごとに取りまとめた上で、当該各号の提出先に対して、それぞれ当該各号に規定する提出物を提出する。

一 丁の所在地である丙を住所地（住所を有しない場合は居住地。以下同じ。）とする接種対象者に対して実施した本予防接種に関する本委託料  
提出先：丁の所在地である丙

ただし、丙が別に指定する場合はこの限りではない。

提出物：別途指定される請求書及び予診票

二 丁の所在地である丙以外を住所地とする接種対象者に対して実施した本予防接種に関する本委託料

提出先：丁の所在地を所管する別途指定される代行機関（以下「本代行機関」という。）

提出物：別途指定される総括請求書、市区町村別請求書及び予診票

2 丁は、前項第2号に該当する場合において、やむを得ない事情により丁の所在地を所管する本代行機関を通じた本委託料の請求を行うことができない場合又は丙が別に指定する場合には、当該本委託料に係る本予防接種を実施した接種対象者の住所地である丙に対して当該本委託料を直接請求すること、又は当該丙が別に指定する者に対して提出物を提出することができる。

3 丙は、前二項に基づく請求を受けた場合において、請求の内容を審査した上で適正と認めた場合には、審査を終えた日の属する月の翌末日までに、丁に対して、当該請求に係る本委託料を支払う。

4 前項に基づく本委託料の支払いのうち、第1項第2号に基づく請求に係るものについては、丁の所在地を所管する本代行機関を通じて行う。

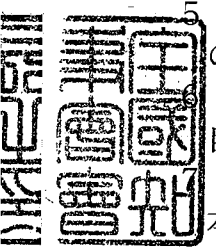
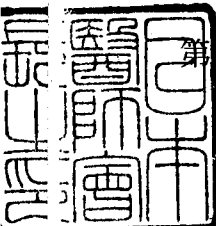
5 丙は、本代行機関との間で別途本委託料の請求及び支払並びにそれに関する業務の一部を委託する契約（以下「本代行契約」という。）を締結する。

丁は、丁の所在地を所管する本代行機関に対して、別途指定される方法により、自らに支払われる本委託料に係る支払先情報をあらかじめ提供する。

丙は、第4項に基づき本代行機関を通じて本委託料の支払いが行われる場合には、本代行機関に対して、本代行契約所定の委託事務手数料を支払う。

8 丙は、第1項及び第2項に基づく委託料の請求に過誤を認めた場合、請求を行った丁に対して、過誤のあった支払済み額の返還を請求することができる。

9 第1項第2号に基づく請求に係る前項の返還請求については、丙は本代行機関を通じて行うことができる。



- 10 丁が丙に返還を行った場合において、当該返還対象となった本予防接種に関して未受領の本委託料がある場合には、丁は該当する丙に対して、適切な本委託料を請求することができる。
- 11 前項の請求については、第1項から第7項までの規定を準用する。

2 原契約書に次の附則を加える。

#### 附 則

(令和3年11月30日以前の実施分に係る本委託料の請求及び支払いに係る手続)  
第1条 第6条の規定にかかわらず、丁は、丙に対して令和3年11月30日以前の実施分に係る本委託料を請求する場合は、以下の第一号及び第二号に定める提出先に対して、当該実施月の翌月10日まで(令和3年2月実施分及び同年3月実施分に係るものについては、令和3年4月1日から同月12日まで)に、本委託業務実施の実績を実施した月ごとに取りまとめた上で、次の第一号及び第二号の提出先に対して、それぞれ第一号及び第二号に規定する提出物を提出するとともに、第三号に係る本委託料については、同号の提出先に対して同号に規定する提出物を第12項に定めるところにより提出する。

一 丁の所在地である丙を住所地(住所を有しない場合は居住地。以下同じ。)とする接種対象者に対して実施した本予防接種に関する別紙5の①から③までについての本委託料

提出先: 丁の所在地である丙

ただし、丙が別に指定する場合はこの限りではない。

提出物: 別途指定される請求書及び予診票

二 丁の所在地である丙以外を住所地とする接種対象者に対して実施した本予防接種に関する別紙5の①から③までについての本委託料

提出先: 丁の所在地を所管する別途指定される代行機関(以下「本代行機関」という。)

提出物: 別途指定される総括請求書、市区町村別請求書及び予診票

三 丁において実施した本予防接種に関する別紙5の④及び⑤についての本委託料

提出先: 丁の所在地である丙

提出物: 別途指定される請求書及び実績報告書

2 丁は、前項第二号に該当する場合において、やむを得ない事情により丁の所在地を所管する本代行機関を通じた本委託料の請求を行うことができない場合又は丙が別に指定する場合には、当該本委託料に係る本予防接種を実施した接種対象者の住所地である丙に対して当該本委託料を直接請求すること、又は当該丙が別に指定する者に対して提出物を提出することができる。

3 丙は、前二項に基づく請求を受けた場合において、請求の内容を審査した上で適正と認めた場合には、審査を終えた日の属する月の翌月末日までに、丁に対して、当該請求に係る本委託料を支払う。

4 前項に基づく本委託料の支払いのうち、第1項第2号に基づく請求に係るものについては、丁の所在地を所管する本代行機関を通じて行われる。

5 丙は、本代行機関との間で別途本委託料の請求及び支払並びにそれに関する業務の一部を委託する契約(以下「本代行契約」という。)を締結する。

- 6 丁は、丁の所在地を所管する本代行機関に対して、別途指定される方法により、自らに支払われる本委託料に係る支払先情報をあらかじめ提供する。
- 7 丙は、第4項に基づき本代行機関を通じて本委託料の支払いが行われる場合には、本代行機関に対して、本代行契約所定の委託事務手数料を支払う。
- 8 丙は、第1項及び第2項に基づく委託料の請求に過誤を認めた場合、請求を行った丁に対して、過誤のあった支払済み額の返還を請求することができる。
- 9 第1項第二号に基づく請求に係る前項の返還請求については、丙は本代行機関を通じて行うことができる。
- 10 丁が丙に返還を行った場合において、当該返還対象となった本予防接種に関して未受領の本委託料がある場合には、丁は該当する丙に対して、適切な本委託料を請求することができる。
- 11 前項の請求については、第1項から第7項までの規定を準用する。
- 12 丁は、別紙5の④及び⑤の適用期間分を取りまとめた上で、適用期間終了月の翌月末までに請求を行う。この場合において、丙は、請求の内容を審査した上で適正と認めた場合には、審査を終えた日の属する月の翌月末までに、丁に対して、当該請求に係る委託料を支払う。ただし、別途丙と丁との間で指定する場合を除く。

(別紙5の④及び⑤の請求を行うことができない予診票による本委託料の請求及び支払いに係る手続)

第2条 前条の規定は、丁が、丙に対して別紙5の④及び⑤の請求を行うことができない予診票によって本委託料を請求する場合に準用する。この場合において前条第1項中「令和3年11月30日以前の実施分に係る」とあるのは「別紙5の④及び⑤の請求を行うことができない予診票によって」と、同条第12項中「適用期間分を」とあるのは「実績を実施した月ごとに」と、「適用期間終了月の翌月末」とあるのは「当該実施月の翌月10日」と読み替えるものとする。



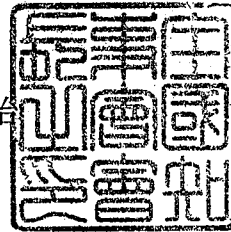
本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有することとし、その写しを甲は丙に、乙は丁に、それぞれ通知する。

令和3年(2021年) 11月25日

甲 東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館6階

全国知事会

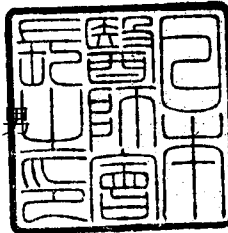
代表者 会長 平井 伸治



乙 東京都文京区本駒込2丁目28番16号

公益社団法人日本医師会

代表者 会長 中川 俊典



# 新型コロナワクチン接種に係る費用請求について (接種費用、時間外・休日加算分)

参 考

- 1・2回目接種では、医療機関所在地と同じ市区町村に居住する者の接種費用については当該市区町村へ、それ以外は国保連合会へ請求している。また、時間外・休日加算については、医療機関所在地の市区町村に別途請求している。
- 12月接種分からは、該当市区町村又は国保連合会に対し、接種費用の請求と一体的に時間外・休日加算分も請求する。**1・2回目接種分についても、予診票を変更し、時間外、休日加算分と接種費用を一体的に請求する。**
- 医療機関等が、費用請求する先等は以下のとおり。

## <これまで（1・2回目接種）>

被接種者	請求費用	提出書類	請求先	備考
医療機関所在地と同じ市区町村に居住する者	接種費用	市区町村別請求書 予診票	市区町村	医療機関向け手引き等参照
医療機関所在地と異なる市区町村に居住する者	接種費用	請求総括書 市区町村別請求書 予診票	国保連合会	医療機関向け手引き等参照
全ての者	時間外・休日加算	請求書 実績報告	市区町村	令和3年6月23日付け事務連絡参照

## <12月接種分から（1～3回目接種）>

被接種者	請求費用	提出書類	請求先	備考
医療機関所在地と同じ市区町村に居住する者	接種費用 時間外・休日加算	市区町村別請求書 接種券一体型予診票	市区町村	医療機関向け手引き等参照
医療機関所在地と異なる市区町村に居住する者	接種費用 時間外・休日加算	請求総括書 市区町村別請求書 接種券一体型予診票	国保連合会	医療機関向け手引き等参照

※医療機関等が旧予診票を使用した場合は、**1 / 6** 時間外・休日加算分の請求は市区町村に行く。

# 医療機関等から時間外・休日加算の市区町村への請求方法 (医療機関等が旧予診票で費用請求する場合)

参 考

- 医療機関等において、旧予診票を用いて費用請求する場合は、時間外・休日加算と一体的に請求できないため、接種費用とは別に市区町村に請求することとなる。
- 時間外・休日加算の請求については、「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」(令和3年6月23日事務連絡)に基づく。
- 医療機関が所在する市区町村に対し、請求書及び実績報告書を提出し請求する。

## 請求方法

### <請求先>

医療機関が所在する市区町村  
(被接種者の居住地に依らない)

### <提出物>

#### ○請求書

医療機関情報(名称、開設者氏名、診療時間等)、請求金額、振込口座情報等を記載

#### ○実績報告書

請求金額の内訳として日ごとの実績等を記載

## <請求書>

		様式1	
		年 月 日	
		医療機関等名称	
		開設者氏名	
		電話番号	
<p>コロナウイルスワクチン接種の時間外及び休日対応に係る請求書</p> <p>8月1日から10月2日の期間において、別紙報告書のとおりコロナウイルスワクチンの接種を実施したため、以下のとおり請求する。</p>			
		請求金額	
内訳			
8月1日から10月2日の筆			
	接種回数 (単位は1名1回)	加算単価	加算額(税抜き)      加算額(税込)
時間外	回	780円	円      円
休日接種回数	回	2,180円	円      円
(参考) 標榜する診療時間			
日			
月			
火			
水			
木			
金			
土			
備考			
金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			